

## 医療情報取得加算及び 医療 DX 推進体制整備加算 にかかる掲示

当院は医療 DX を通じた質の高い医療を提供できるように以下の体制整備を行っております。

- 当院では、診療報酬のオンライン請求をおこなっております。
- 当院では健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行っております。また、患者さんにご同意頂いた上で、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得し、診察室等で閲覧・活用する事で、質の高い医療を提供できるように努めています。
- マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療の提供を推進しています。
- 電子処方箋の発行する体制及び電子カルテ情報共有サービスの導入・活用について現在検討中です。



# マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに  
マイナンバーカードを使う新たな方法。  
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが  
**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、事前情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



**事前に登録するだけで利用できます！**



# ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には  
さまざまなメリットがあります！



**Point!**  


薬剤情報等の提供に**同意**をすると、

**データに基づく適切な医療が受けられる！**

さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、

**初診時等の窓口負担が低くなる！**

**Point!**  


限度額適用認定証等がなくても、

**手続きなしで高額療養費の限度額を超える**

**支払いが免除！**

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは 

マイナンバーカード 保険証利用





とっても簡単!

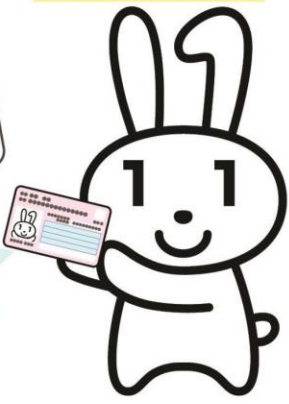
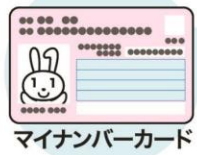
# マイナンバーカード

## 1 受付

### 受付



マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。



## 2 本人確認

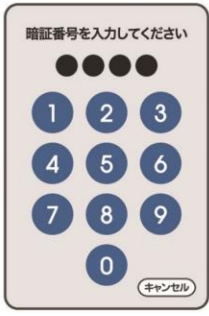
### 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。

#### 顔認証



#### 暗証番号



or

## 3 同意の確認

### 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

**過去の情報を利用いたします**

過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。  
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

**(40歳以上対象) 過去の情報を利用いたします**

過去の健康情報を当機関に提供することに同意しますか。  
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

## 4 受付完了

### 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



# 受診の際は、 マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、  
同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、  
医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



**⚠️ ご注意ください!**

**本年12月2日 から  
現行の健康保険証は  
発行されなくなります**

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

**マイナンバーカード  
をご利用ください**

**今回お持ちでない方は次回ご持参ください**



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方  
➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます